

直売所等販売緊急対策支援金 (追加募集)

- 申請要領 -

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会

【問合せ先】 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局
(千葉県農林水産部農林水産政策課)

【電話番号】 043-223-2807

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日除く)

目 次

1	支援金の概要	1
2	対象者	1
3	対象事業	3
4	申請について	4
5	提出について	5
6	留意事項	6
7	問合せ先	6
	(別紙) 様式第1号~第5号	7

1 支援金の概要

(1) 趣旨

県内の農林水産物の流通に重要な役割を果たしている、農林水産物直売所や農林漁家レストラン、農林漁業体験施設（以下「直売所等」という。）が取り組む「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に対して、支援金を交付します。

(2) 交付額

2の対象要件を満たす直売所等の設置又は運営する者（個人または法人その他の団体）に対し、「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係る経費として、以下の額を上限とした実費分（税抜）を交付します。ただし、1,000円未満の金額は切り捨てます。

ア ソフト事業：10万円

イ ハード事業：20万円

※ア、イ併せての申請も可能ですが、合計20万円を上限とします。

※直売所等1か所につき1回のみ申請できます。（前回募集時に申請済みの施設で交付額が20万円に満たなかった場合に限り、再度申請を受け付けますが、前回と今回の交付額を合計してソフト事業10万円、ハード事業20万円、合計20万円を上限とします。）

※国・地方公共団体等が実施する他の制度から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、当該補助金等の金額を差し引いた自己負担分に限り経費の対象となります。

2 対象者

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 県内に所在地のある次のいずれかの施設の設置又は運営する者（個人または法人その他の団体）であること。

ア 農林水産物直売所（県、市町村、公益法人、第3セクター、PFI、農林漁業団体、農事組合法人、NPO法人又は3戸以上の生産者が設置又は運営するもの）

イ 農林漁家レストラン（地域の食材を加工・調理し料理を提供する施設のうち、農林漁家若しくはその関係者が経営している施設又は調理をする人が主に農林漁家であるもの）

ウ 農林漁業体験施設（農林漁家又はその関係者が、不特定の観光客やオーナー制度会員等に対して農林漁業体験を提供する施設等）

(2) 令和3年1月1日以降に、「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係る事業を行っていること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の「感染拡大防止対策チェックリスト（千葉県作成）」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底していること。
- (4) 施設名称及び対象事業等について、協議会の事業紹介ページや、「千葉県農林水産物のお取り寄せに関する情報」サイトなど、千葉県ホームページで公開することについて予め承諾すること。
- (5) 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局（以下、事務局という。）が行うアンケート等、本支援金に係る関連事業に協力すること。
- (6) 前項の規定にかかわらず、支援を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、支援の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 対象事業

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和3年1月1日以降に開始し、令和3年2月28日までに完了（支払）したことが確認できること。
- (2) 「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係る事業であることが確認できること。
- (3) 支出証拠書類等により金額等の確認ができる事業であること。
- (4) 本支援金以外に、国・地方公共団体等が実施する他の制度から、補助金等の支援を受けていない事業であること。補助金等の支援を受けている事業の場合は、当該補助金等の金額を差し引いた自己負担分に限り対象となります。

【具体的な事業と経費の例】 ※あくまで一例ですので、迷う場合は事務局までお問い合わせください。

区分	事業例	経費例
ソフト事業	・ ECサイトの開設	・ 業者委託料
	・ 通販サイトへの出展	・ 登録料、販売手数料
	・ デリバリー受付用ホームページの開設・改修	・ 業者委託料、広告印刷料
	・ デリバリー代行サービスとの契約	・ 登録料、販売手数料、
ハード事業	・ ドライブスルー販売を行うための施設整備	・ 業者委託料、資材費
	・ デリバリーのための車両の改修（荷台設置など）	・ 業者委託料、資材費
	・ デリバリー業務用バイクの導入	・ 購入費、リース料
	・ 非接触型自動検温器の導入	・ 購入費、リース料
	・ 配送・貯蔵用の冷蔵庫・冷凍庫の導入	・ 購入費、リース料

【対象外となる事業と経費の例】

区分	事業例	経費例
消耗品の購入など一時的な支出となるもの	・ マスク、アルコールの購入	・ 購入費
	・ 店舗の消毒の委託	・ 業者委託料、資材費
汎用性が高く、事業との関連性が確認できないもの	・ パソコンの購入	・ 購入費
	・ 貨物車の購入	・ 購入費、ガソリン代
通常の事業運営と明確に区別できないもの	・ 従業員の雇用	・ 人件費、交通費
	・ 事務所の賃借	・ 賃料、光熱水費
税金や官公署に支払う経費	・ 事業全般	・ 消費税
	・ 各種届出	・ 申請手数料

4 申請について

(1) これから事業を実施する場合

ア 申請

次の書類を提出してください。

- ・申請書（様式第1－1号）
- ・振込先口座確認書類（口座の通帳の写しなど、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。名義は原則として、個人の場合は本人名義、法人その他の団体の場合は法人・団体名義のものに限ります。）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・役員等名簿（様式第3号）

イ 交付決定

事務局にて審査を行い、交付決定通知書を送付します。

ウ 実績報告

事業を実施後、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第5号）
- ・事業を実施した実績、日付、経費等が確認できる書類
(実施した写真、チラシ、契約書、請求書、領収書、振込み控え、通帳の写し等)

エ 交付確定

事務局にて審査を行い、交付確定通知書を送付します。

オ 交付

申請のあった振込先に交付確定額を交付します。

(2) 既に事業を実施済みの場合

ア 申請兼実績報告

次の書類を提出してください。

- ・申請書兼実績報告書（様式第1－2号）
- ・振込先口座確認書類（口座の通帳の写しなど、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。名義は原則として、個人の場合は本人名義、法人その他の団体の場合は法人・団体名義のものに限ります。）
- ・事業を実施した実績、日付、経費等が確認できる書類
(実施した写真、チラシ、契約書、請求書、領収書、振込み控え、通帳の写し等)

- ・誓約書（様式第2号）
- ・役員等名簿（様式第3号）

イ 交付確定

事務局にて審査を行い、交付確定通知書を送付します。

ウ 交付

申請のあった振込先に交付確定額を交付します。

(3) 注意事項

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、原則申請書類の返却はいたしません。
- ・審査の結果、不交付となった場合は記載の連絡先に通知します。
- ・申請後、事業を中止または内容を大幅に変更する場合は、事業変更（中止）申請書（様式第4号）を提出してください。なお、申請後の増額については認められません。

5 提出について

(1) 提出方法

次の宛先に特定記録など、差し出した記録の残る方法で郵送してください。

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県農林水産部農林水産政策課内

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局 宛

(2) 提出締切

ア 申請書提出期間

令和3年2月3日（水）から令和3年2月19日（金）までに申請書（または申請書兼実績報告書）を提出してください。（必着）

※申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。申請状況はホームページにてお知らせします。

イ 実績報告書提出締切

令和3年3月3日（水）までに実績報告書を提出してください。（必着）

令和3年3月31日（水）までに支援金を交付します。

6 留意事項

- (1) 本事業を実施する千葉県農林水産物販売緊急対策協議会は、千葉県が国の交付金を財源として設立したものであることから、事業完了後、国や県において検査を実施する場合があります。その際に、関連資料や支出証拠書類等の提出や、検査への立会いなどの要請がありましたら、協力をお願いします。
- (2) 上記の関係上、関連する資料や支出証拠書類等は、事業完了後から5年間（令和8年3月末まで）保管してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の効果的な推進のため、今後も、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項並びに第45条第2項及び第3項に基づく要請・指示については、遵守いただくようお願いいたします。また、接触確認アプリ（COCOA）について、利用促進に協力をお願いいたします。

7 問合せ先

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局

（千葉県農林水産部農林水産政策課政策室）

電話：043-223-2807

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）

募集要領、様式のダウンロード：<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/ncov/taisaku.html>

直売所等販売緊急対策支援金申請書

令和3年 月 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長 様

所在地
(設置者又は運営者) 名称
代表者氏名 印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 直売所等 名称： _____
所在地： _____

2 事業計画

区分	具体的な事業と経費の内容	支払予定日	見積金額(税抜)
(上限10万円)		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
小計			円

区分	具体的な事業と経費の内容	支払予定日	見積金額(税抜)
(上限20万円)		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
小計			円

3 交付申請額 _____円

4 振込先

(1) 口座： _____銀行 _____支店 普通・当座 口座番号 _____

(2) 口座名義人： _____ (フリガナ) _____

5 添付書類

振込先口座・口座名義人が確認できる書類(金融機関発行の通帳の写し等)

直売所等販売緊急対策支援金申請書

令和3年 2月 5日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長

様

(個人の場合)署名、または記名押印をしてください。
(法人またはその他の団体の場合)
記名の上、代表者印を押印してください。

所在地 千葉市中央区市場町1-1
(設置又は運営者) 名称 千葉県庁直売所組合
代表者氏名 代表 千葉 太郎

印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 直売所等 名称: 千葉県庁直売所

所在地: 千葉市中央区市場町1-1

令和3年2月28日までの日付を記入してください。

2 事業計画

区分	具体的な事業と経費の内容	支払予定日	見積金額(税抜)
(上限10万円) ソフト事業	通販サイトへの出展手数料	令和3年 2月10日	25,000円
	デリバリー代行サービスの登録料	令和3年 2月20日	20,000円
	デリバリー代行サービスの実施手数料 (2月分)	令和3年 2月20日	8,800円
		令和3年 月 日	円
小計			53,800円

区分	具体的な事業と経費の内容	支払予定日	見積金額(税抜)
(上限20万円) ハード事業	ドライブスルー実施の導線変更工事費	令和3年 2月15日	100,000円
	〇〇市ドライブスルー事業支援金	令和3年 2月25日	▲20,000円
	宅配用バイクリース料(2月分)	令和3年 2月28日	80,000円
		2年 月 日	円
小計			160,000円

国・市町村等から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、その支援額分を差し引いてください。

3 交付申請額 200,000円

4 振込先

(1) 口座: 銀行 普通・当座 口座番号

(2) 口座名義人:

5 添付書類

振込先口座・名義人が確認する書類(金融機関発行の通帳の写し等)

ソフト事業(上限10万円)とハード事業(上限20万円)の合計額を記入してください。最大でも20万円までです。また、1,000円未満は切り捨ててください。

(個人の場合)本人名義のもの。
(法人またはその他の団体の場合)
法人・団体名義のもの。

直売所等販売緊急対策支援金申請書兼実績報告書

令和 3 年 月 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長 様

所在地
 (設置者又は運営者) 名称
 代表者氏名

印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、支援金の交付を申請します。なお、支援金の交付が確定した場合、申請の口座に振込みをお願いします。

記

1 直売所等 名称 : _____
 所在地 : _____

2 事業実績

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額 (税抜)
(上限 10 万円 事業)		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
小計			円

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額 (税抜)
(上限 20 万円 事業)		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
		令和 3 年 月 日	円
小計			円

3 交付申請 (実績) 額 _____ 円

4 振込先

(1) 口座 : _____ 銀行 _____ 支店 普通・当座 口座番号 _____

(2) 口座名義人 : _____ (フリガナ) _____

5 添付書類

- ・事業を実施した実績、日付、経費が確認できる書類
 (実施した写真、チラシ、契約書、請求書、振込み控え、通帳の写し等)
- ・振込先口座・口座名義人が確認できる書類 (金融機関発行の通帳の写し等)

直売所等販売緊急対策支援金申請書兼実績報告書

令和 3 年 2 月 1 5 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長

様

(個人の場合) 署名、または記名押印をしてください。
(法人またはその他の団体の場合)
記名の上、代表者印を押印してください。

所在地 千葉市中央区市場町 1 - 1
(設置又は運営者) 名称 千葉県庁直売所組合
代表者氏名 代表 千葉 太郎

印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、支援金の交付を申請します。なお、支援金の交付が確定した場合、申請の口座に振込みをお願いします。

記

1 直売所等 名称：千葉県庁直売所

事業に係る経費を支払った日を記入してください。

所在地：千葉市中央区市場町 1 - 1

2 事業実績

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額 (税抜)
(上限 10 万円) ソフト 事業	通販サイトへの出展手数料	令和 3 年 1 月 1 5 日	25,000 円
	デリバリー代行サービスの登録料	令和 3 年 1 月 2 0 日	20,000 円
	デリバリー代行サービスの実施手数料 (1 月分)	令和 3 年 1 月 2 5 日	8,800 円
		令和 3 年 月 日	円
小計			53,800 円

区分	具体的な事業と経費の内容	実施日 (支払日)	実績金額 (税抜)
(上限 20 万円) ハード 事業	ドライブスルー実施のための導線変更工事	令和 3 年 1 月 3 0 日	100,000 円
	〇〇市ドライブスルー事業支援金	令和 3 年 1 月 1 5 日	▲20,000 円
	宅配用バイクリース料 (1 月分)	令和 3 年 1 月 2 5 日	80,000 円
			円
小計			160,000 円

国・市町村等から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、その支援額分を差し引いてください。

3 交付申請 (実績) 額 200,000 円

ソフト事業 (上限 10 万円) とハード事業 (上限 20 万) の合計額を記入してください。最大でも 20 万円までです。また、1000 円未満は切り捨てます。

4 振込先

(1) 口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号

(2) 口座名義人： (フリガナ)

5 添付書類

- ・事業を実施した実績、日付、経費が確認できる書類 (実施した写真、チラシ、契約書、請求書、振込み控え、通帳の写し等)
- ・振込先口座・口座名義人が確認できる書類 (金融機関発行の通帳の写し等)

(個人の場合) 本人名義のもの。
(法人またはその他の団体の場合)
法人・団体名義のもの。

誓約書

私は、直売所等販売緊急対策支援金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- ・直売所等販売緊急対策支援金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が直売所等販売緊急対策支援金申請要領2の(6)各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- ・千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局から申請の内容について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。

以上

令和3年 月 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長 様

所在地

(設置者又は運営者) 名称

代表者氏名

印

※個人の場合は本人が自署。法人その他の団体は記名の上、代表者印を押印してください。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

令和3年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

㊞

役員等名簿には、支援を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件支援金の申請に関する権限又は支援事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

様式第4号

直売所等販売緊急対策支援金事業変更（中止）申請書

令和3年 月 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長 様

所在地
(設置者又は運営者) 名称
代表者氏名

印

令和3年 月 日付けで申請した直売所等販売緊急対策支援金について、下記のとおり変更（中止）したいので申請します。

記

- 1 直売所等 名称：
所在地：
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更（中止）の内容

直売所等販売緊急対策支援金実績報告書

令和3年 月 日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長 様

所在地
(設置者又は運営者) 名称
代表者氏名 印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。なお、支援金の交付が確定した場合、申請の口座に振込みをお願いします。

記

1 直売所等 名称： _____
所在地： _____

2 事業実績

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額(税抜)
(上限10万円)	ソフト事業	令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
小計			円

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額(税抜)
(上限20万円)	ハード事業	令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
		令和3年 月 日	円
小計			円

2 実績額 _____ 円

3 添付書類

事業を実施した実績、日付、経費が確認できる書類
(実施した写真、チラシ、契約書、請求書、振込み控え、通帳の写し等)

直売所等販売緊急対策支援金実績報告書

令和3年 2月 25日

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会長

様

(個人の場合)署名、または記名押印をしてください。
(法人またはその他の団体の場合)
記名の上、代表者印を押印してください。

所在地 千葉市中央区市場町1-1
(設置又は運営者) 名称 千葉県庁直売所組合
代表者氏名 代表 千葉 太郎

印

直売所等販売緊急対策支援金申請要領の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。
なお、支援金の交付が確定した場合、申請の口座に振込みをお願いします。

申請書に記載した事業を記入してください。

記

事業に係る経費を支払った日を記入してください。

1 直売 名称: 千葉県庁直売所
所在地: 千葉市中央区市場町1-1

2 事業実績

区分	具体的な事業と経費の内容	支払日	実績金額 (税抜)
(上限10万円) ソフト事業	通販サイトへの出展手数料	令和3年 2月10日	30,000円
	デリバリー代行サービスの登録料	令和3年 2月20日	20,000円
	デリバリー代行サービスの実施手数料 (2月分)	令和3年 2月20日	6,600円
		令和2年 月 日	円
小計			56,600円

区分	具体的な事業と経費の内容	実施日 (支払日)	実績金額 (税抜)
(上限20万円) ハード事業	ドライブスルー実施の導線変更工事費	令和3年 2月15日	80,000円
	〇〇市ドライブスルー事業支援金	令和3年 2月25日	▲20,000円
	宅配用バイクリース料(2月分)	令和3年 2月25日	80,000円
		令和3年 月 日	円
小計			140,000円

2 実績額 196,000円

国・市町村等から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、その支援額分を差し引いてください。

3 添付書類

ソフト事業(上限10万円)とハード事業(上限20万円)の合計額を記入してください。最大でも20万円までです。また、1000円未満は切り捨てます。

事業を実施した実績、日付、経費が確認できる書類
(実施した写真、チラシ、契約書、請求書、振込み控え、通帳の写し等)